

# 公契約、労働の価値 と尊厳を取り戻すために

全労連地方組織局長 さいとう 斎藤 ひろお 寛生

## 各地の公契約の職場で起きている事例

- ◆「長年継続勤務してきた保育士や学童保育指導員など大量の非常勤職員を任期付職員制度の導入を口実に雇い止めしようとしている」(大阪府)。
- ◆「給食、用務、通学バス運転手などに臨時職員を任用し、更新を繰り返してきたが、3月末で160人の臨時職員全員を雇い止めし、50人は派遣会社に移籍させて仕事を継続(1年後には請負にする)。100人は新たに臨時職員を公募し、これまでの臨時職員は応募もさせない」(滋賀県)。
- ◆「『5年後には保育園を差し上げます』と市の担当者に言われて、私立幼稚園として指定管理に応募した」、「市役所の日・祭日の婚姻届などの窓口受付業務や市内循環バスの運転手を、シルバー人材センターに委託している」(鳥取県)。
- ◆「公立保育園の給食を民間に委託したら、箱弁当になって、アレルギーに対応できず、子どもが救急車で運ばれる事態が起きた」(佐賀県)。
- ◆「4年前、市の業務を942円(税別)で落札した業者が、時給800円で労働者を派遣していた。それが2年前、921円で別業者が落札。時給が750円に引き下げられた。市民課では、それまで時給

800円で働いていた派遣労働者が、別の業者との話しのなかで時給700円を提示され、多くの労働者が継続を断念した」(岡山県)。

- ◆「2004年12月24日の閣議決定に基づいて、国保の受付窓口業務の民間委託などを積極的にすすめている」、「下水道ポンプの管理業務を、慣れた業者から安い業者に変更したところ、施設の老朽化もあって操作がうまくできず、夕立で下水が逆流し、何度か住宅被害が出た」、「市発注の電気設備工事が、予定価格の85%とされている最低制限価格でいつも10数社が並ぶ。10回以上連続して抽選で落札業者を決めている。仕事がないため、工事が赤字になるのは覚悟の上だ。市の公共工事では利益は出ない」、「公共工事の労働者の賃金は、民間現場の賃金より、平均で1日866円も安い(埼玉土建調べ)」(埼玉県)。

◆「市の広報を受注する際、受注者が広報に載せる広告を集めることが条件になっていて、広告枠について1枠5万円として6枠分差し引かれて支払われる。広告が取れない場合、受注者の持ち出しになって泣くしかない」(京都府)。

- ◆「公立保育園の民営化で、職員が園長以下全員、1年有期の契約社員に。ベテラン保育士はいなくなり、若い人もすぐ辞める事態に、保護者も困惑。裁判も起きている」(神奈川県)。

◆「国会議員会館の新築工事で働いていた労働者

が『生活できない』と公設派遣村に来た。実態を聞いたら10次下請けだった、「学校給食の民間委託がすすみ、給食にガラス片が混入した」、「公共施設の指定管理を『安い方がいい』と人件費20%ダウンで応募。その結果、労働者の年収が140万円ダウンした」、「長い間、高齢者雇用安定法に沿って随意契約で行ってきた公園の清掃業が、何の説明もなく一方的に競争入札に切り替えられて、結果的に切り捨てられた。抗議しても『労働組合とは話し合いません』と文書回答された」「非常勤職員に5年の更新限度があり、経験をつんだ職員が雇い止めにあっている。再応募はできるように改善させたが、継続雇用めざして取り組んでいる」、「指定管理となった図書館で、運営を充実させようとした館長が、利益のみを追求する会社によって、残業が多いとして解雇された」(東京都)。

……これらの公契約をめぐる問題は、氷山の一角にすぎない。「就労しているけれど、賃金が安すぎるため、生活保護を受けている」事例が公契約の職場でも起きている(図表1)。こうした事態が、国の各機関をはじめとして、日本中の地方自治体で頻発している。

## 相次ぐPFI病院の破綻 はたん

小泉内閣の規制改革・民間開放推進会議議長を務め、公務サービスの民間開放を推進したオリックスの宮内義彦会長は、「どんな分野でも、民間がやれば赤字にならない」と大見得を切った。

「高知医療センター」は、高知県立中央病院と高知市立市民病院を統合し、高知県と高知市が2005年3月に新しく開院した自治体病院である。自治体・病院側は、医師・看護師などが行う「医療行為」を除く、ほぼすべての病院業務を民間大

企業に包括委託した。委託先は、オリックス(東京都港区)などが出資するSPC(特別目的会社/PFI<sup>(注)</sup>事業に特化した事業法人)の「高知医療PFI株式会社(高知PFI)」。契約期間は02年から32年までの約30年。契約金額は約2,132億円だった。

それから4年。高知PFIから「PFI契約を解除したい」という提案を受けた病院企業団は、昨年6月、PFI契約を解除し直営に移行することを決めた。その原因は、経営の効率化をもたらさずのPFI方式そのものが、経営の足かせになったことだった。

高知医療センターは05年の開院以来赤字経営が続き、09年3月期は21億1,200万円の赤字。累積赤字は79億5,800万円に達した。病院が累積赤字を膨らませたのに対し、採算事業部門を請け負った高知PFIは黒字経営を続け、09年3月期は1億5,100万円の当期利益を計上するなど、SPCだけが儲かっていた。

公立病院の医療本体は、産婦人科や小児科などの診療科目を「儲からないので廃止」とはいかず、不採算でも公的に必要な部門を抱えるため赤字になりがちである。そこで給食や検査、清掃、薬品調達などサービス部門で少しでも黒字を出し、赤字幅を圧縮しようとするのが通常の経営である。

ところが高知医療センターは、そうした利益を生み出せる部門を高知PFIに丸投げした。その高知PFIは、SPCの構成企業に丸投げし、さらに構成企業は下請に再丸投げし、実際の業務は下請・孫請が行っていた。現場労働者は低賃金だが、各段階でマージンをピンハネするので、構成企業が損を出すことはない。

儲からない医療部門を病院が担当し、儲かる医療外部部門はSPCが受け持つため、SPCに利益が出るのは当然。これがPFI方式の構造的なからくりである。

図表1 就労しつつ、生活保護を受給している労働者の実例

2010年2月大阪労連の相談事例より

① 大学の清掃業務で働く労働者				
性別	男性	1ヵ月の労働時間	147 時間	
勤務形態	委託会社勤務	1ヵ月の給与総額	113,925 円	
年齢	62 歳	税金・社会保険料	14,997 円	
時間給	775 円	生活保護の勤労控除	24,080 円	
就労実態	1日 7 時間	認定された収入総額	74,848 円	
	月 21 日	大阪市の生活保護費	121,530 円	
			受給できた生活保護費	46,682 円

② 民間の調理職場で働く派遣労働者				
性別	男性	1ヵ月の労働時間	133 時間	
勤務形態	派遣労働者	1ヵ月の給与総額	126,350 円	
年齢	61 歳	税金・社会保険料	20,459 円	
時間給	950 円	生活保護の勤労控除	24,940 円	
就労実態	1日 7 時間	認定された収入総額	80,951 円	
	月 19 日	大阪市の生活保護費	121,530 円	
			受給できた生活保護費	40,579 円

③ 大阪市営地下鉄の清掃業務で働く労働者				
性別	男性	1ヵ月の労働時間	175 時間	
勤務形態	委託会社勤務	1ヵ月の給与総額	133,350 円	
年齢	53 歳	税金・社会保険料	24,025 円	
時間給	762 円	生活保護の勤労控除	25,520 円	
就労実態	1日 7 時間	認定された収入総額	83,805 円	
	月 25 日	大阪市の生活保護費	121,530 円	
			受給できた生活保護費	37,725 円

PFI 病院から最初に撤退したのは、滋賀県近江<sup>おうみ</sup>八幡市立総合医療センター。2009年3月末でSPC「PFI 近江八幡」との契約を解除した。原因は、病院の建設資金を民間に頼ったことだった。この総合医療センターは、約145億円を投じて2006年10月に開院。ゼネコン大手の大林組を代表とする SPC が建設・運営し、30年後に市に無償譲渡する契約だった。

当初計画では、新築効果を期待して医業収益を年間100億円見込んでいた。しかし入院患者が伸びず、07年度は84億円にとどまり、実質赤字は8億5,000万円に膨らんでいった。

市は再建築として、SPC に支払う建設費の金利総額99億円をなくすため、病院施設を SPC から買い取り、PFI 契約を解除した。そのため、市は SPC に違約金として20億円、建物購入費118億円を支払うことになった。

市は、建設資金を市債に切り替えた。試算では09年度以降、総額43億1,900万円の金利の減額になる。年平均1億4,400万円の減額。30年間で99億円支払う金利が、半分以下に圧縮される計算だった。それが分かっていたのに、病院建設費を丸々民間資金に頼ったのだった。近江八幡市立総合医療センターの場合、30年間に SPC に支払う金利総額は99億円。SPC にとっては、半分以上を銀行の金利支払いに充てても、残りは儲かる仕組みだった。

「ファイナンスで稼ぐ」……建設費は SPC が銀行から調達し、利益分を上乗せして病院に貸し付ければ利ざやを稼げる。オリックスなどが PFI 病院に力を入れた最大の理由である。

PFI 病院に飛びついた自治体は、民間資金を活用すればすべてうまくいくという「PFI 幻想」に惑わされた。結果として PFI 病院が残したものは、大企業の利益だけを確保し、低賃金労働者を大量に生み出し、赤字のツケを自治体と地域住民が負わせたのが実態である。これも公契約適正化

運動の重要な課題であろう。

注) PFI : Private Finance Initiative 民間資本等の活用による公共施設等の整備。

## 公契約適正化運動こそ、 構造改革を止める力

「公務員定数の削減」「効率的運営」「民でできるものは民で」「コスト削減」「痛みの押し付け」などを「錦の御旗」であるかのように掲げ、公務・公共サービスを根本から変える「構造改革」路線は、民主党政権になって、さらに加速している。

そのもとで、公務サービス現場で、非正規化がさらに進み、不安定就労者が大量に生み出され、官製ワーキングプアが広がり、公的サービスの質が確保できなくなっている。それが、住民の安心・安全の確保だけでなく、住民の財産の侵害から生命の危険にまで及んでいるのである。

「公契約法・条例」は、国や自治体が行う公共工事や委託事業について民間業者と契約を結ぶ際に、事業に従事する労働者の賃金・労働条件を適正に定め、確実に末端の労働者にまで確保するこ

とを義務づける制度のことである。

OECD（経済協力開発機構）調査によると、公共工事や委託事業に関わる労働者は全国で1,000万人を超え、財政規模はGDP（国内総生産）の15%、約65兆円から75兆円に達する。

これらの労働者に適正な「働くルール」が確立できれば、日本の労働者全体の改善に大きな影響を与える。そして、公共事業を住民生活密着型に転換し、地域中小業者に優先して仕事が回る仕組みをつくれれば、地域経済の再生、自治体の税収増にもつながっていく。

しかし、公契約適正化運動は、「公契約法・条例」の制定を最終目標とする運動ではない。構造改革の動きを止めることを当面の目標に、労働組合、市民団体、住民が一体となってすすめる運動である。その過程で、入札制度の適正化をすすめ、公的な契約のあり方を構築し、行政と公務・公共サービスのあり方に対する地域合意をつくり、ひいては税金の使途に対する国民の意識を変えることにもつながっていく。そして、公的サービスの「質」を確保し、地域住民の生命を守り、安心・安全を確保し、その職場に働く労働者には、住民から喜ばれる“働きがい”と人間らしいくらしの確立の両方を保障する草の根の大運動なのである。

## より優れた条例めざす動き

### 野田市が条例改正を発表

2009年9月、千葉県野田市で全国初の公契約条例が誕生し、全国的に関心と呼んだ。その後、野田市の根本市長から、「後に続いてほしい」という手紙と条例文が全国の805市と特別区に送付された。その影響もあり、東京都国分寺市や政令指

定都市の川崎市などで条例作成に向けて具体的な動きが進み、検討を表明・開始する自治体が全国的に増えている。

震源地となった野田市の根本市長は、2010年6月議会の市政一般報告で、公契約条例の実施状況などについて以下のように述べた。

「庁舎の清掃等対象となる15件の業務委託については、4月1日に契約を締結後、順調に業務をすすめておりまして、入札時に提出させた『労働者配置計画書』に実際に配置する労働者の氏名等を加えた『労働者支払賃金報告書』等を提出してもらい、労働者の賃金が時給829円を上回ることを確認するとともに、職員が現場に出向き労働者から聴取するなどして、公契約条例第7条の規定による労働者への周知が適切に実施されていることも確認しております。工事については、対象となる1億円以上の工事の1件目の入札を8月下旬ごろに予定しております」と述べた。続いて公契約条例の課題について、新たな展開があった。

「公契約条例施行後の課題ですが、まず対象とした3種類の業務委託のうち清掃業務について、千葉県最低賃金ギリギリの水準であったものを引き上げることができ、官製ワーキングプアの解消に向けて確実な効果があったと考えておりますが、施設の設備や機器の運転管理業務と保守点検業務については、元々829円を上回る賃金水準であったことから、ある程度の予想はしておりましたが、やはり職種別の賃金基準が必要と認識しております。しかし、工事と異なり、業務委託には基準設定の基礎となる公的な客観的指標がほとんどないことに苦慮しておりますが、対象とする業務の拡大とあわせて検討をすすめております。」  
「また、公契約条例制定の際には、実効性を確保するため、多くの課題の中から、あえて労働者の賃金確保に絞り込み、事業者にとって理解しやすい形とした訳ですが、この点については、事業者の理解も得られたと考えております。このため、

次のステップとして、大きな2つの課題を条例に盛り込みたいと考えております。1つは継続雇用  
の問題であり、1つは、受注者から下請業者への  
適正な請負額の確保の問題ですが、ともに受注者  
に強制的義務を課すことは法的に難しいため、ど  
こまで書き込めるか課題となりますが、長期継続  
契約の拡大や低入札調査制度の充実等の実務面  
での充実とあわせて、現在、検討を進めており、今  
後、これらの課題を整理したうえで、7月から8  
月にかけてパブリック・コメント手続きを実施  
し、9月議会に条例改正案を提案したいと考えて  
おります」と、早期の条例改正を示唆した。

### 対象労働者の範囲を広げる動き

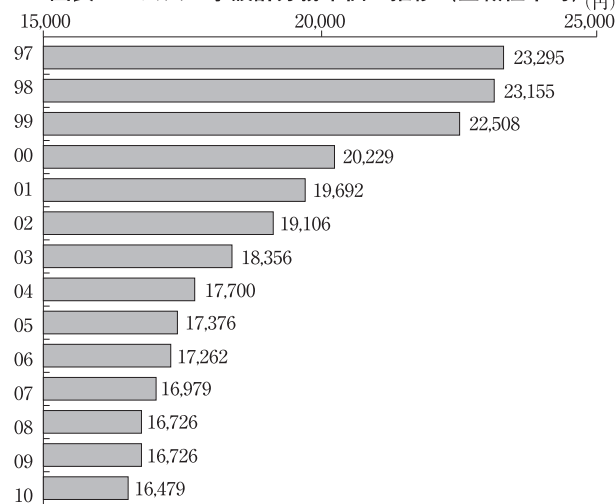
公契約条例をめぐって、さまざまな議論がある。1つは、対象「労働者」の範囲である。

野田市の公契約条例では、労働基準法第9条に定める労働者とされている。千葉土建一般労組などは「一人親方を対象とするかどうかは、労働実態によって判断させる」としている。

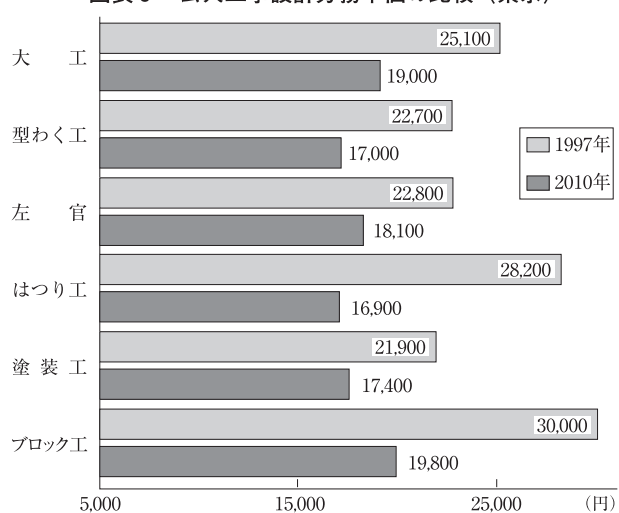
一方、国分寺市の「国分寺市公共調達条例素案」では、「自らが提供する労務の対償を得るため、受注者との契約により当該業務に従事する者」として、個人請負労働者・「一人親方」も対象とした。

川崎市でも、「労働者と一人親方の区別をつけるには、高度な労働者性の判断が求められることから、両方とも対象とした方が得策と考える」と担当者が回答している。一人親方や請負労働者の労働者性については、法的にもさまざまな意見があり、労働者かどうかの判断をめぐって、司法の解釈も分かれている。行政として、その都度、困難な判断をするのは容易ではないとして、労働者を「狭義」にとらえるのではなく、公契約に「従事する者」として幅広く構える傾向がみられる。これは、適用される労働者を排除するのではなく抱え込むことで、混乱を回避しようという視点か

図表2 公共工事設計労務単価の推移（全職種平均）(円)



図表3 公共工事設計労務単価の比較（東京）



ら見れば、歓迎すべき傾向であろう。

### 適正な賃金のあり方をめぐって

2つには、適正賃金の設定である。野田市の根本市長は、各地の講演会で「時給829円としたのは、『市役所はいいよな』と言われない額として判断した」と話している。

公共工事に従事する労働者賃金の目安となるのは「公共工事設計労務単価（二省協定賃金）」だが、野田市のように、その「8割」が適正かどうかについての検証はない。その根拠は、東京都日野市の公共工事入札における総合評価方式の評価基準にある。日野市では「現場労働者に設計労務単価の8割以上を支払う」ことを文書で表明すれば、評価点が2点加算される。一方で、表明しながら履行されない場合5点減点となる。同様に、発注金額の5割以上を市内業者に発注することを表明すれば、賃金と同様に2点加算される。このように地元業者への優先発注による保護・育成を

担保している点も注目される。

設計労務単価が、熟練労働者の「世間相場」の集大成であることから考えれば、予定価格の100%こそ「当たり前の賃金」と考えられる。しかし、その基準は、世間の不況と連動して1997年から毎年下がり続け、97年比の70%を下回る水準まで下落している（図表2、3）。さらに、落札価格が予定価格の95%以上は「談合の疑いがある」と公言する団体もある。大規模公共工事と生活関連公共工事を同じ土俵に乗せて一律に「談合」と決めつけることには、深い疑問を感じる。公共工事の予定価格設定について、しっかりとした議論と合意が必要になっている。

一方で、民間委託や指定管理などのアウトソーシングでは、人件費に関する明確な基準を持っていない。そのため、入札のたびに労働者の賃金が引き下げられるという深刻な事態が起きている。それが、公務労働の価値を貶めることに直結し、官製ワーキングプアをさらに深刻な状態に突き落としている。

全労連では、生活保護基準を下回らないことを第一に求めている。最低賃金と「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する生活保護基準の格差がまだまだ大きいなかで、税金を使ってフルタイムで働きながら生活保護基準を下回る賃金しかもらえない状況（図表1）は、一刻も早くなくしていかなければならない。そのうえで、最低生計費に基づく水準を要求しているが、その乖離はまだ大きい。

公契約法・条例とは、公契約で働く労働者の最低賃金だけを定めるものではない。

民間委託などでは、採用した新人を教育するシステムは存在せず、就労時からプロとしての対応が求められる。その労働者が持っている資格やスキルを客観的に評価して、適正な賃金を定めることも必要になる。専門家や熟練者の価値を含めた賃金設定ができるしっかりとした入札制度や総合

評価制度がなければ、公務労働の社会的価値が地に落ちてしまう。

また、決定プロセスについても、野田市のように「市長が定める」とするのがいいか、行政と経営と労働者の3者の合意で決めるという方向も検討される必要がある。

### 公契約条例の基本的性格の方向

3つには、条例の持つ基本的性格である。行政が罰則条項を前提に受注者を管理する方法と、契約条件に合意することで、受注者が主体的に条例を守るように自主管理させる方法がある。

前者の場合、行政には、提出された書類の審査、聞き取り調査を含む現場管理などが求められ、体制強化が不可欠となり実務量の増加が想定される。

後者の場合、条例を守らなければ、労働者から通報され、契約が解除されてしまうので、公契約を交わす段階で、そういう「縛り」を受注者が自ら課すことで、主体的に条例を守るとする「大人」の管理方法である。この場合、労働者への周知の徹底と権利意識の向上が前提になるが、条例を守ることを前提としているので、書類上の提出は求めるが、そのチェックは原則として必要なくなる。さらに、受注者に抜き打ちの現場検査があることを伝えておけば、行政の体制を大きく増やす必要もない。そうなれば、「人手が足りない」「余分にお金がかかる」など、行政側が公契約条例の導入に反対する理由は次第になくなっていく。

### 公契約適正化運動の可能性

野田市では、条例の改正案に「雇用継続」を盛り込むこと、下請企業に対する発注単価の適正化

をめざすという意思表示があった。

日本では、労働組合の奮闘もあり、あちこちで受注業者が変更になっても雇用が確保される流れができつつある。しかし深刻なのは労働条件である。正規雇用から非正規雇用に変更させられ、あるいは期限なしが有期契約に、直接雇用から「派遣」に転籍させられる事例が相次いでいる。その際には、必ず賃金が引き下げられるなど、労働条件の切り下げが同時に起きている。そのときの受注業者の労働者に対する決まり文句は「いやなら辞めていいんだよ」である。

欧州連合（EU）は、2001年3月に「企業、事業または企業もしくは事業の一部の譲渡の場合の被用者の権利の保護に関する加盟国法制の接近に関する閣僚理事会指令」を出し、業者が変わる場合も「事業譲渡」と見なし、雇用関係を継続しつつ労働条件を引き下げてはならないとした。

このように、「公正な競争」の確保が、労働条件の引き下げに連動しないようなルールづくりが必要である。かつて大阪府では、黒田革新府政のとき、徳島県地方労働委員会が、大塚製薬（本社：東京）で上司が組合員に対し、労組からの脱退を勧めたとして、不当労働行為があったと認め、救済命令を出したことを受けて、労働関係法令に違反した企業を一定期間指名から排除したことがある。そのように労働者保護を担保することは可能なのだ。

構造改革の流れからみる「競争力の確保」は、「コスト削減」「人件費の削減」による「安い入札価格」の実現であり、それが労働の価値そのものを引き下げている。その結果、「非正規化」がすすんでいく。これを押しとどめる運動は、均等待遇確立のたたかいと不可分の関係にある。

入札における総合評価制度に「不当労働行為がない」ことを基準に加えることも一つの手段である。また、非正規労働者の社会的・経済的地位の向上を目標とする「アクション・プログラム」の

策定を評価基準に加えてもいいだろう。公契約条例や総合評価制度に労働者の権利擁護と労働条件の向上を盛り込めれば、大きな改善につながる。

このように公契約適正化の運動は、賃金の引き上げだけでなく、入札制度の改善なども内包しながら、公務サービスの民主化を通じて、民主的な自治体づくりに結び付けるという大きな可能性を持っているのである。

## 住民運動と不可分の関係

野田市では、庁舎清掃に従事する労働者の時給は引き上げられたが、一方で、これまで出ていた夏と冬の一時金が廃止されたと言われている。また、直営だった学童保育が今年4月から指定管理に出され、新規に採用された指導員の賃金が引き下げられ、継続雇用された指導員との間で格差が生じて、職場がまとまりにくくなったという報告もある。さらに、何年も更新してきた学童保育指導員（臨時職員）を5年有期の非常勤と1年限りの臨職に振り分けようとしているという話がでている。

学童保育が公契約条例の対象から外れているとしても、市が行う公契約について、市の基本的なあり方を定めた公契約条例の趣旨から逸脱するような行政運営があってはならない。公契約条例ができたことで、労働者の年収が引き下げられるなど、労働条件の引き下げが行われたとしたら、それこそ本末転倒である。

各地で行っている学習会では「公契約条例ができると、委託労働者の賃金の下支えができるから、それを逆手にとって、民間委託が急速に広げられてしまう」「これまでの賃金が設定賃金まで引き下げられる危険がある」などの意見も出される。

全労連は、「条例至上主義」をとってはいない。公契約法・条例が、公契約適正化にとって大きな役割を果たすことは否定しない。しかし、公務員バッシングが強まり、住民運動が広がらないなかでは、マイナス評価の声が出るのも当然と思う側面はある。

政権交代が起きたが、構造改革路線は逆に加速している。特に地方自治体では、その傾向は顕著に表れている。民主党政権になっても、地方財政の逼迫状況は改善されず、公務員削減も既定路線として、欠員不補充と非正規化がすすみ、正規職員のメンタルによる退職・休職は増える一方である。このままでは、公務職場が崩壊しかねない。

構造改革路線のもとで、国、自治体、教育現場を問わず、本来正規職員の配置が必要な職が、劣悪な処遇の非正規職員や民間委託、派遣労働などに委ねられ、そのことが公務公共サービスの質の維持向上に重大な問題障害をもたらしている。

しかし、全国各地では、民間委託や切り捨てを許さないとして、労働組合・民主団体だけでなく地域住民を巻き込んだ運動で、構造改革の流れを押しとどめている事例も数多く生まれている。

埼玉県所沢市は、公立保育園の「民間化推進検討委員会」を立ち上げ、所沢市職労保育部会や所沢市保育問題協議会は、市長に対する「公立保育園の民間化に反対し、所沢の保育をより豊かに充実させる」要望署名を4万人分集めた。さらに、公立、民間保育園の父母が呼びかけ、市民団体、労働組合、福祉団体など10団体で構成する「所沢の保育を守る会」を発足させ、所沢市内9カ所の全駅前での署名行動には、のべ530人の父母と保育者が一緒になって取り組むなど、住民と一緒に、市の民間化攻撃を押し返している。

東京都江東区では、2007年に民間委託推進のために設置した保育計画課を今年度廃止させた。保護者・住民と一緒に進めてきた「これまでの保育の質を守れ」の主体的な運動の積み重ねが運動面

や要求面でも前進し情勢の変化を作り出している。さらに「江東の保育・子育てプラン」を提言し、延長保育園・産休明け保育の拡大を、4月より正規職員配置で実現させている。

公契約法・条例は、いうなれば「両刃の刃」だ。公契約適正化の運動は、公的サービスに従事する労働者、それを支える労働組合、公的サービスを利用する地域住民が、それぞれの公的サービスについて、行政が直接実施しなければならないものなのか、民間でやるべきものかどうかについて、そのあり方をともに考え、よりよい制度に高めていく運動である。公契約法・条例を民間委託の口実にしてはならない。それをさせないためには、住民を巻き込んだ地域運動の存在が不可欠なのだ。

一部の地域では、野田市に視察に行き感動し、住民運動もなく条例案を議会に提出したところ、まともな議論もできずに否決されるという事態が生まれている。

国民の意識が「公務員賃金は高い」「税金の無駄が多い」「安い方がいい」という流れから脱しきれずにいる状況のなか、住民運動なしに条例を出しても、住民の思いが生きる実効性のある地域運動には発展しきれないだろう。

## 労働の尊厳を守る運動へ

「当社の利益は400万円です。それを超える分、880万円は岐阜県にお返しします——。脱・談合で知られる建設会社（岐阜市）が、1月にあった同県発注の耐震工事の指名競争入札で、異例の『提案』をして落札していたことがわかった。公共工事の入札は、品質確保のため最低制限価格を設けており、下回ると失格する。同社は、『最低制限価格をクリアして落札するためやむな



く高い入札価格を提示した』と会長が語った」という記事を朝日新聞や東京新聞が掲載し注目された。

この企業は、下請会社に見積もりを出させて競わせ、一番安い企業に落札させるという方法で、受注単価を引き下げている。そうしたやり方に賛同する動きも広がっているが、一連の報道には、そこで働く労働者の賃金・労働条件に関するものは一切登場してこない。世間相場である設計労務単価に対して、かなり低い金額で就労させているという話がある。また、下請企業が経営困難でつぶれているという話も出ている。

昨年の事業仕分けで、「沖縄の在日米軍基地で働く日本人バーテンダーの賃金が、年間400万円は高すぎる。引き下げるべき」という議論があり、マスコミも大きく注目した。「年収200万円以下の労働者が1,200万人を超えた」などの報道が続かなかで、「400万円は高い」という声が大きくなった。しかし、果たしてそれは正論なのだろうか。

貧困大国であるアメリカでも、一般的なバーテンダーの収入は年間400万円を下回らない。米軍は、それを基地労働者に保障したのであって、バーテンダーという労働に対する正当な報酬なのだ。それを日本政府が「高いから下げろ」というのは、つまり「バーテンダーという仕事には、そんな価値はない」と公言していることになる。

「公務員賃金は高い」という攻撃も、「公務労働の価値はもっと低い」という意味の裏返しである。

公契約適正化運動とは、公務・公共サービスに従事する労働の価値を、社会的合意の中で高めていく運動でもある。ともすれば、「経営者感覚」として、正規・非正規を問わず、すべての公務労働者の賃金を引き下げようとする首長が増えている。「自ら身を切って、痛みを分かち合う」というが、それは、労働の社会的価値・尊厳を引き下げる新自由主義的攻撃そのものでしかない。

本来、財政は、市場原理に任せられない分野を補充し、その歪みを正すためにある。公共工事や業務委託などを市場原理任せにすることは「財政の自己否定」にあたる。そうした矛盾を広く知らせていくことがますます必要になっている。

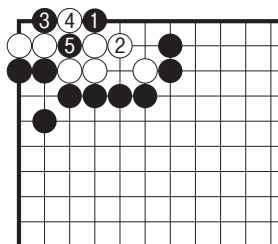
公契約適正化運動は、住民の安心・安全の確保を大義として、住民とともに労働組合や市民団体など多数を組織して取り組む「地域的統一戦線運動」である。労働の尊厳を取り戻し、新自由主義の構造改革路線と真っ向から対峙できる壮大な運動に発展できる可能性をもっている。

労働組合、民主団体、市民団体、そして市民が参加する懇談会を開き、それぞれの団体・個人の要求を公契約適正化運動に生かすために、公契約とくらしのかかわり、住民の安心・安全、公務労働の価値などについて、真剣に議論を始める時が来た。

詰碁・詰将棋の解答と解説

詰碁の解答と解説

正解図 黒先、コウ  
解説 黒1が急所。唯一の攻め筋。白2は最善、最強の受けで黒3、白4でコウになるのが正解です。なお、黒1で4は白3黒1白2で眼を奪うことができません。



詰将棋の解答と解説

解答 ♠1二金△同玉♠2三金△同銀♠1一馬△同玉♠3三角△1二玉♠2二角まで九手詰。  
解説 初手♠1二金は絶対ですが△同玉に♠1一馬を急ぎますと△2三玉と逃げられます。以下♠1二角でも△同飛でつかまりません。3手目は♠2三金が退路封鎖の手筋で、△同銀とさせてから♠1一馬と取れば△同玉に♠3三角で逃がしません。